

農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託の契約を締結する。
契約の証として本契約書を作成し、委託者が原本を保管するものとする。

平成19年4月1日

受託者（以下「甲」という。）

新潟市西区黒鳥

氏名

委託者（以下「乙」という。）

新潟市西区黒鳥 2085 番地

農事組合法人 あさひ

1 農作業受委託の内容

甲はこの契約書に定めるところにより乙より別に示す田の稲作中間管理を受託し、善良なる官吏の注意をもって農作業を実施する。中間管理とは法人で行う作業以外の部分を言う。

2 農作業受委託の実施期間

農作業受委託の実施期間は、平成19年4月1日から平成29年3月末までとし、甲乙から特段の申し出がなければ自動更新とする。

3 受委託料金及び支払の方法

受委託料の単価及び料金は毎年、乙の総会で収穫量や資材費の多寡による調整も含めて決定し、当該年末までに口座振込みにより支払うものとする。

4 契約の変更

契約事項の変更は甲乙が協議し、合意に至った場合はその変更事項をこの契約書に明記し、改めて契約書を作成するものとする。

5 協議事項

この契約書に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議のうえ処理する。